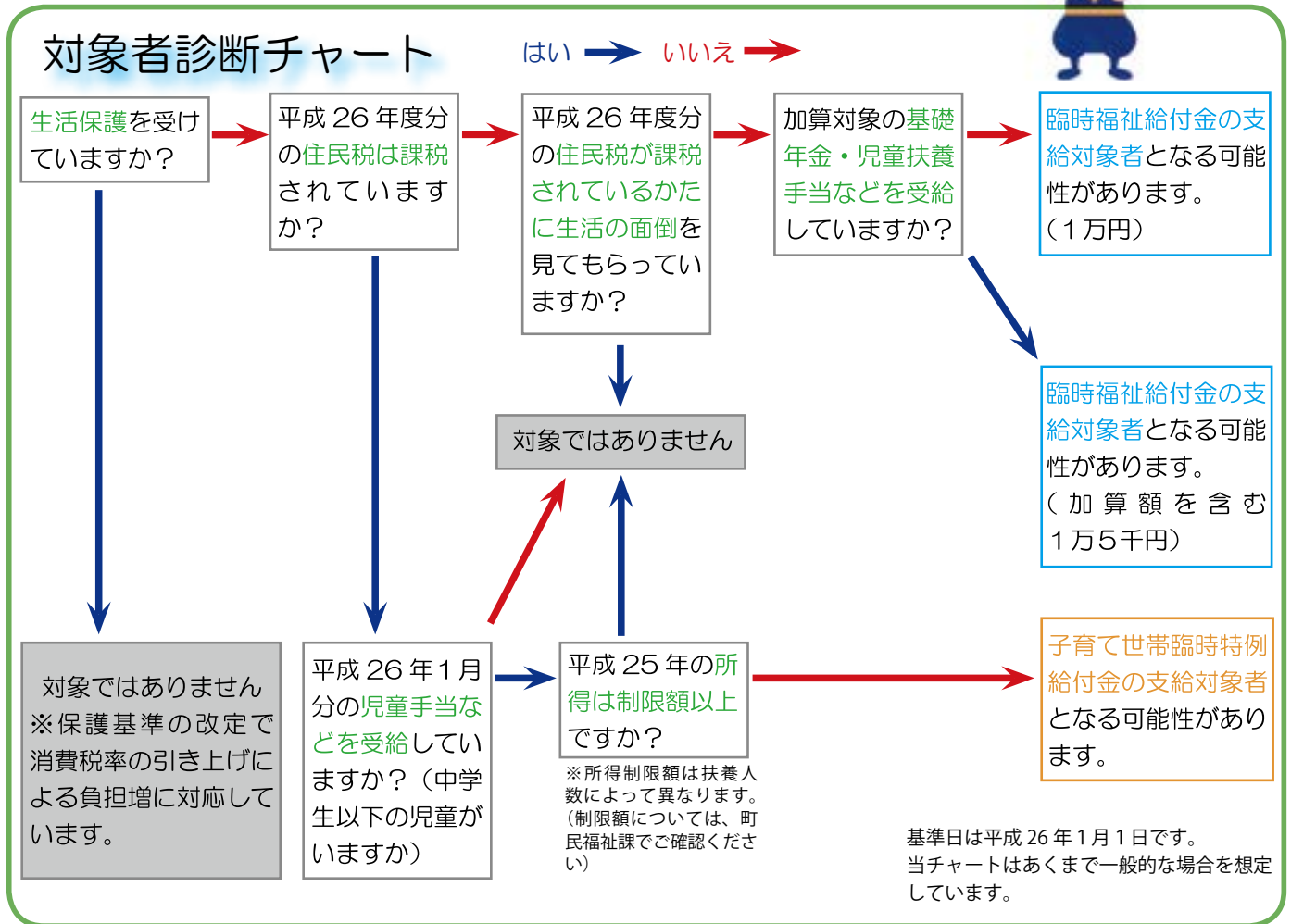


# 給付金に関するお知らせ

下の診断チャートで給付金の対象かどうかを確認できます。



## 給付金 Q & A

- Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？
- A. 給与明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合や、給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合には、基本的に住民税が課税されています。
- Q. 基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りは？
- A. 今回の2つの給付金は基準日時点で住民票がある市町村から支給されます。
- Q. 基準日以降に生まれたかたや亡くなられたかたは給付金の対象になりますか？
- A. 基準日に生まれたかたは対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれたかたは対象になりません。また基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられたかたも対象になりません。

◎問い合わせ先  
役場町民福祉課  
☎ (86) 1157 [直通]